

## 男性教職員の育児休業等取得率の公表

育児・介護休業法により従業員 300 人超の企業等の事業主において、男性労働者の育児休業等の取得状況を年 1 回公表することが義務付けられています。

当学園の 2025 年度における男性教職員の育児休業等取得率は以下の通りです。

|      |                                |
|------|--------------------------------|
| 対象期間 | 2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日 |
| 取得割合 | 40.0%（取得者 2 人/対象者 5 人）         |

学校法人 大谷学園  
理事長 左藤 章